

ホームページ公開

平成25年10月24日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成25年10月24日（木） 午後3時 ～ 午後4時50分
- ・教育委員会室

2 出席者

委員

委員長 野原正美

委員 稲本正

委員 土屋 嶮

委員 月村時子

委員 森口祐子

教育長 松川 禮子

事務局職員

教育次長 南谷清司

教育次長 福井康博

義務教育総括監 和田 満

教育総務課長 井川孝明

教育総務課教育主管 高橋博美

教育財務課長 後藤幸晴

教職員課長 蛭川義高

学校支援課長 柿澤雄二

特別支援教育課長 安田和夫

社会教育文化課長 浜崎浩之

スポーツ健康課長 増田和伯

教育研修課研修企画監 井藤栄一

3 議事日程等

報第1号、議第2号及び議第4号について非公開とすることを決定。

前回会議録の承認に引き続き、非公開案件を審議し、その後公開案件を審議することに決定。

4 会議録

平成25年9月25日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
<p>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</p>	
<p>死亡退職した職員（1名）の表彰について、専決したことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第2号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）</p>	
<p>教育に関する事務に係る議案に対する意見について、岐阜県知事からの意見照会に対する回答を諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第4号 岐阜県文化財保護審議会委員の任命について（非公開案件）</p>	
<p>岐阜県文化財保護審議会委員（12名）の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第1号 平成26年度公立高等学校の入学定員について</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>平成26年3月の県内中学校の卒業予定者は、20,803人であり、前年度より243人増える予定である。そうしたことから、高校への進学を希望する生徒に学びの機会を保障できる入学定員を設定することが県の基本的な考え方であるので、来春の中学校卒業予定者数が前年度より増えることから、来年度の全日制課程の定員については、県立高校の定員を14,640人、市立高校の定員を480人、合計を15,120人とし、今年から120人増加したいと考えている。なお、私立についても80人の増をするので、トータルでは200人の増となる。</p> <p>内訳であるが、全日制については、各学区の定員は、学区ごとの中学校の卒業予定者の増減を見ながら、市町村単位の卒業予定者の増減や各高校の入学実績などの観点から総合的に検討し、定員の増減の対象とする学校を設定している。</p> <p>具体的には、岐阜学区については、卒業予定者が増えるので80人の定員増とし、各務原西高校の普通科と岐阜総合学園でそれぞれ1クラス増とする予定である。西濃学区については、卒業予定者が減少する予定であるので、80人の定員減とすることを考えており、大垣南高校の普通科、大垣商業高校の総合ビジネス科でそれぞれ1クラス減とすることを考えている。美濃学区についても卒業予定者増が想定されるので、武義高校普通科で1クラス増やす予定である。可茂学区についても、卒業予定者増が見込まれるので、加茂高校普通科、可児高校普通科でそれぞれ1クラス増やす予定である。東濃学区、飛騨学区については大幅な増減がないので、前年と同数と考えている。</p> <p>なお、定時制と通信制については、いずれも特段の事情変更がないので増減はしないこととしている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>定員が増えるということは先生も増えるのか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>結果的に、クラスが増えれば先生も増えることになるし、クラスが減るところでは先生も減ることになる。</p>
<p>委員長</p>	<p>西濃学区は卒業予定者が減るから定員も減らすとのことだが、減らす学校を大垣南高校と大垣商業高校にしたのは、どのような経緯でそうしたのか。</p>

ホームページ公開

教育総務課 教育主管	〔西濃学区の中にも市町がいくつかあるが、今回大きく減るのは養老郡と大垣市である。大垣市、養老郡からの通学者が多い学校ということ、そして、それぞれの学区の中にも、その学校の学科しかない、という学科を減らしてしまうと学びの機会が失われてしまうので、そのようなことを総合的に勘案してこの2校に決めた。〕
月村委員	定時制については、学科が普通科と工業科と商業科しかないが、何か問題はないか。定時制の学科の種類を増やす必要性はないのか。
教育総務課 教育主管	〔定時制については、地区によっては定員割れするところもあるが、概ね希望に沿ったように配置できていると考えている。〕
月村委員	定時制の学科に普通科が多いのは、そのような希望が多いということか。
教育総務課 教育主管	〔もちろん入学希望者は様々な希望を持っているが、最近は働きながらという生徒もゼロではないが、全日制高校に一度入ったが、様々な理由でやめて、もう一度定時制に入ったり、などと様々なニーズがあり、普通科の希望も一定数あると考えている。〕
委員長	全日制の学校に行けなくなった人が、途中で定時制に入りたいとなったときに、定員いっぱいまで断るといったようなことはあるか。
教育総務課 教育主管	〔年度途中については、色々な制約で受け入れられないこともあるが、入学定員設定の時に、転学などの部分も含めて多めに設定をしている。たとえば、10月に退学した場合、次の3月の入試で定時制を受検できるように定員設定で配慮している。〕
委員長	入学しても、自分のイメージと違って途中でやめたりする人も少なくないと思うので、学びの機会を確保するために、配慮をお願いしたい。 来年度の中学校卒業予定者は増える見込みとのことだが、その翌年はどうか。
教育総務課 教育主管	〔正確な数字は来年度でないかわからないが、全体としては90人強減の見込みである。〕
委員長	議第1号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第3号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について	
特別支援 教育課長	〔教育委員会規則の学校教育法施行細則の改正についてお諮りするものであるが、当該規則の上位法令である政令「学校教育法施行令」の改正に伴う、手続き、様式等の改正であるので、政令の改正内容についてまず説明する。 学校教育法施行令は、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みを規定している。今までは、障がいのある子どもは原則特別支援学校に就学する、という考え方であったが、これが改正され、就学先は、障がいの状態、本人・保護者のニーズ、専門家からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的に決定するものとされた。 改正の概要は大きく3点ある。 1点目は、視覚障害者等の区域外就学について、法的に整備されていなかったために、現状を追認する形で整備された。 2点目は、市町村教育委員会において、保護者や専門家からの意見聴取について、現行では小学校または特別支援学校小学部に新たに入学する場合に行うこととされているが、小学校から特別支援学校中学部への進学時等についても、同じように意見聴取するように定めるものである。これについても、現状では、市町村教育委員会は小学校の途中であつ

ホームページ公開

	<p>でも中学校の途中であっても、同じように意見聴取をし、審議をしており、政令の改正は現状に合わせるよう整備するものである。</p> <p>3点目の就学先を決定する仕組みについては、政令に就学基準が定められており、今まではこの基準に該当する障がいの程度であれば、原則特別支援学校に就学すべき、とされており、該当はするが小中学校の受け入れ環境がそろっているなど一定の条件がある場合には、市町村教育委員会が「認定就学者」として、例外的に小中学校への就学を認めるという形となっていた。今回の改正で、就学基準は残るが、総合的判断により特別支援学校への就学が適当である、と判断されたときに、「認定特別支援学校就学者」として、特別支援学校に就学していただくこととなった。</p> <p>政令の改正内容は以上であるが、この改正を受けて、教育委員会規則の改正としては、「認定就学者」という用語の削除、区域外就学に関する様式の追加等の改正を行うものである。</p> <p>規則の改正は文言や様式の修正であるが、政令においては、障がい者の就学先決定の考え方に大きな変更があったので詳しく説明させていただいた。実際に就学先決定を行う市町村教育委員会に対しても、政令改正の趣旨の徹底を図っていきたいと考えている。</p>
森口委員	<p>障がいのある方の就学について、本人の希望と、親の希望が違うことがあると思うが、どれくらいあるか把握はしているか。</p>
特別支援教育課長	<p>本人と保護者の思いがずれている場合、合意形成ができない場合も当然あるが、それが全体の何パーセントという数字は把握していない。就学半年前から始めたのでは合意形成はうまくいかない。障がいがある方がわかったときから少しずつ、教育委員会や福祉の部局が丁寧に教育相談を続けながら、合意形成が図られるように、また本人にも実際の教育の場所の体験などしていただきながら、保護者の方にもその場面を見ていただいて、合意形成に近づける努力をしていく必要があると思っている。</p>
森口委員	<p>親は大人であるので、受け入れ側である教育現場の意向も感じると思うが、教育現場の人たちは、子どもの意向の尊重に重きを置くか、それとも現実的に妥当な就学先に就学することに重きを置くか、どちらか。</p>
特別支援教育課長	<p>以前はどちらかという就学基準に照らし合わせて説得する、ということが多かったように思うが、ここ5年10年と見てみると、その人にとって何が一番大事か、という観点に立って就学先を決めていくよう、この政令改正以前から取り組まれているところであり、できる限り丁寧に進めているところである。</p>
月村委員	<p>認定特別支援学校就学者の区域外就学について、以前と何が変わるようになるのか。</p>
特別支援教育課長	<p>これまでは区域外就学というものは法律上認められていなかったが、実際には、たとえば他の都道府県の病院に入院する場合に、住民票は変えずに区域外就学をするなど、事例としてはあった。それを今回の政令の改正により、法令上も追認するもので、区域外就学については、変わるというよりは、現状が進んでおり、それが法令上整備されたものである。</p>
土屋委員	<p>改正により、総合的判断を教育支援委員会が行うこととなる。「教育学、医学、心理学等専門的見地から」とうたっているが、教育支援委員会の構成員を各市町村が決めていくときの考え方はどうなっているか。</p>
特別支援教育課長	<p>文部科学省からこの改正に合わせて通知も出ている。就学指導委員会を教育支援委員会に改め、指導ではなくて、本人・保護者を中心にして進めること、また、委員会の構成は、一面的な分野にとどまらず、医学や心理学や教育の現場や、保育、療育、様々な人に入ってもらいたいと通知にも記載してある。そのあたりは市町村教育委員会の規模により異なるが、どういう人を人選するかは、今後各圏域で就学指導の研究協議会があり</p>

ホームページ公開

	(説明する機会もあるので、そういう機会徹底していきたい。)
委員長	「指導」が「支援」に変わるのか。
特別支援 教育課長	(国もそうするのが望ましいとしている。)
稲本委員	こういうものは委員が横滑りしがちで、形は変えたが中身は変わらない、とならないように注意しなければならない。
委員長	議第3号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案のとおり可決する。
○ 閉会	
午後4時50分、閉会を宣言する。	
○ 事務局報告	
(1) 教育委員会制度改革の動向について (2) 岐阜県における全国レベルの表彰について(平成25年9月分) (3) 平成25年第4回岐阜県議会定例会における審議結果について (4) 平成25年第4回岐阜県議会教育警察委員会の概要について (5) 平成26年度使用教科用図書採択結果について (6) 「いじめの防止等のための基本的な方針」について (7) 第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」の競技結果について (8) 平成25年度教育委員行事予定について	